

PIでの意見を踏まえた修正④(「10 条例の推進及び検証」)

No.	修正箇所		グループ	原文	形態 類型	具体的な意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行						
1	16	1	A	10 条例の推進及び検証 (1)条例の推進 この条例が、まちづくりの基本的なルールとして機能し続けるよう、市は、市民参画の下で本条例の推進や社会情勢等を踏まえた検証を行う機関を設置します。当該機関は、検証の結果見直しが必要とされた場合には、条例の改正案を作成し、市長へ提出するものとします。	—	そもそも機関が必要なのかというところから、逆に、機関を設置することで、推進の動きが鈍るのではないかということになった。 このため、文章としてはまとめられなかったが、イメージとしては、条例の推進に向けた取り組みは、各主体がそれぞれの立場で行うことを前提に、市が推進に向けた進捗管理を行い、必要があると認められる時に、見直しのための機関を設置するという点でよいのではないかと。	10 条例の推進及び検証 (1)条例の推進 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、本条例の推進に努めるものとします。 この条例及びこの条例に基づく制度等の検証が必要であると認められるときは、市長は、検証機関を設置するものとします。	
2	〃	〃	B		—	推進については、市が行う一方、検証については別機関が行うべきというところまでしかまとまらなかった。 検証については、市が別に設置する場合、その人選の仕方によって、どこまで深くできるかが決まってくる。また、議会が検証を行うという意見もあった。	条例の検証機関については、市民会議の中で様々な議論が交わされましたが、第3者的な検証機関を市が設置するというところまでは意見としてある程度まとまっていたものの、それ以上の部分については、明確な結論・コンセンサスを得ることができませんでした。このため、市民会議としての結論としては、上記のような内容で留めることとしました。	